

第3次大町市国土利用計画(素案)に対する意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>何年、何月まで何をするといいマスタープランが必須ではないか。</p>	<p>この計画は、市の区域における土地の利用に関する方向性など基本的な事項について定めるものであり、土地利用の基本指針となる計画です。具体的な施策等につきましては、実施計画や個別の土地利用関連法に基づく計画の中で位置付けることとしております。</p>
<p>交通について、中央、特に東京からの交通アクセスが悪い、地域高規格道路などマスタープランを策定し進めていく必要があるのではないか。</p>	<p>地域高規格道路につきましては、「早期実現のため、必要な用地を確保する。」としています。市内通過ルートは、平成24年から25年にかけて見直しを予定している都市計画マスタープラン策定にあわせ、総合的な視点に立って市民参加により最適なルートを検討してまいります。</p>
<p>高齢化が進むと活動範囲が制限されるため、1平方キロメートル圏内に病院、福祉設備、市役所等を配置した街づくりを推進する必要があるのではないか。</p>	<p>具体的な施策等につきましては、実施計画や個別の土地利用関連法に基づく計画の中で位置付けることとなります。ご意見は、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
<p>フォッサマグナの脅威も然ることながら長野県北部を震源地とした地震について、ダムそのものやそれを支えている岩盤の強度が知らされていない。土砂災害等から市民の安全、安心と命を守るため、シミュレーションを提案しているが、市が率先して早急に進める必要があるのではないか。</p>	<p>計画素案では、自然災害に対応した防災・減災の推進や治山治水対策の推進等により、市民が安心して暮らせる土地利用を図ることとしています。また、ダム関連の情報につきましては、11月1日発行の広報おおまちに掲載したところですが、引き続き市民の皆様が安心して暮らせるよう情報発信に努めるとともに、シミュレーションにつきましては、今後の防災対策の中で検討したいと考えております。</p>
<p>東洋紡の跡地については、提案としてあらゆる水に関する専門の大学院大学の設立をお勧めする。</p>	<p>企業誘致等による働く場の確保は、当市の喫緊の課題です。東洋紡績大町工場跡地につきましては、引き続き産業立地戦略室を核として積極的に企業誘致に取り組むほか、有効活用について様々な角度から検討したいと考えております。</p>
<p>東日本大震災により被災した東北の素晴らしい技術とノウハウを持った人たちに、目処がたつまで大町にお越しいただき、市が担保になって融資するなど、軌道に乗るまでのあいだ復旧のお手伝いをするという必要はないか。</p>	<p>東日本大震災により被災した方々の工場移転等への支援につきましては、民間の方々と連携し、空き工場の紹介や従業員の居住先の案内などのサポートを実施しています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>特に美術の件について、松本、安曇野市～白馬・北安曇にかけて「アートライン」が存在し、大町だけが抜けているようである。それは、美術館が存在しないからであると推察する。大町には素晴らしい作家が大勢いるが、その作品が散逸しようとしているため、とにかく急を要する問題として提起したい。</p>	<p>安曇野アートラインについては、安曇野アートライン推進協議会のもとで運営され、現在は、美術館など19施設と所在する市町村で構成されています。当市も、その構成員であり、西丸震哉記念館、国営アルプスあづみの公園のほか、市立大町山岳博物館も構成員となっています。</p> <p>具体的な施策等につきましては、総合計画や実施計画等で位置付けすることとなりますので、ご意見は、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>
<p>状況把握や課題のピックアップに対して網羅性が高い計画内容になっていると評価します。更に、計画最終化への追い込み過程の中で、重要課題、緊急課題等により明確に識別し、優先順位を付ければより実効性の高い生きた計画になると思います。計画対象期間が長いため、実現時期（計画達成時期）を初期、中期、後期などに区分する、或いはマイルストーンを明示しておけば、後日計画進捗管理や計画推進マネジメントがやりやすくなります。また、いくつかの優先課題については、計画遂行までの具体策を合わせて提示すれば計画実現に対する信頼度が上がる。</p>	<p>具体的な施策や事業につきましては、いただいたご意見を参考とし、実施計画や個別の土地利用関連法に基づく計画に反映させていただきます。</p>
<p>これから高齢化が急速に進むなか、関係建物をなるべく集合させスムーズに行動できることを考慮に入れてほしい。</p>	

意見の概要	市の考え方
<p>住民との協働により、高規格道路の早期方向性を提示してほしい。(景観保護と物流・都会との高速交通の整備・商業活性化の視点を据えて)</p>	<p>地域高規格道路は、「早期実現のため、必要な用地を確保する。」としています。市内通過ルートにつきましては、平成24年から25年にかけて見直しを予定している都市計画マスタープラン策定に併せ、総合的な視点に立って市民参加により最適なルートを検討します。</p>
<p>市内にはアルプスを長時間眺望できる道路がないので、是非、東山側を通る道を考慮に入れてほしい。</p>	
<p>松糸道路も必要だが、もっと身近な道路(美麻と八坂地域を結ぶ地域間道路など)の整備も必要である。</p>	
<p>パノラマロード、国道の観光客を市街地へ引き入れる方法を考えていただきたい。</p>	<p>具体策な施策や事業については、いただいたご意見を参考とし、実施計画や個別の土地利用関連法に基づく計画に反映させていただきます。</p>
<p>鹿島槍国際スキー場からの鹿島槍岳の眺望は大変素晴らしいのでこれを生かす方法を考えていただきたい。</p> <p>大町温泉郷の東側を流れる鹿島川には、観光客の親子が戯れ、川岸には芝生に座って涼んでいる人が見受けられるので今後の改善には考慮にいられていただきたい。</p>	
<p>国営アルプスあづみの公園から常盤地区に繋がるアクセス道路に観光客等を常盤地区に誘い入れる方法を考えていただきたい。</p>	
<p>東洋紡績跡地への企業誘致を早急に進めて頂きたい。出来るだけ社員を大勢雇用する企業であれば地域の雇用問題にも繋がる。</p>	
<p>東洋紡績跡地は、高規格道路を想定し立地条件が大町駅や中心市街地に隣接していることから、中心市街地活性化に結びつく活用も検討いただきたい。</p>	<p>企業誘致等による働く場の確保は、当市の喫緊の課題です。引き続き産業立地戦略室を核として積極的に誘致に取り組めます。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>仁科三湖周辺の土地利用の計画的推進と整備が必要である。</p>	<p>市内6地域の特性を生かした土地利用を実現するため、地域別に土地利用の基本方向を示してあります。平地域については、湖水周辺を含め「通年型の観光地として発展するよう、自然環境と調和した自然活用型の土地利用を図る。」としました。具体的な施策や事業につきましては実施計画や仁科三湖整備計画など個別の計画に基づき推進してまいります。</p>
<p>商業施設は市街地だけでなく、湖水、山間部、農地部等の地域特性を生かした計画的利用が必要である。</p>	<p>水源かん養、保健休養などの公益的機能等を増進するため、適正な管理を図ることとしております。</p> <p>また、森林とのふれあいの場、教育・文化的利用の場として活用し、森林の総合的な利用を図るとともに森林の有する公益的機能に対する市民の理解を促し市民参加による森林づくりを進めることとしております。</p> <p>具体的な施策や事業につきましては、実施計画などの参考とさせていただきます。</p>
<p>当市は山林面積が80%以上占めていることから、アンケート結果にもあるように、森林を生かした施策が必要である。</p> <p>竹林を整備し竹及び筍を利用した特産品づくりや、温泉郷・葛温泉の近くの山林を利用した癒しの森林浴公園整備など産業振興につながる事業展開をしたら良い。</p>	<p>東日本大震災の教訓を契機として、市民の皆様へのより充実した防災情報の発信や自主防災組織との連携等による地域防災力の向上等、さらなる防災対策の充実に努めてまいります。</p>
<p>災害防止のための調査研究と、災害を最大に想定した対応策に対する市民への事前指導を行ってほしい。</p>	<p>市街地周辺につきましては、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて用途地域を定めております。市街地の農地のあり方については、情勢の変化に対応した取組みを検討してまいります。</p>
<p>市街地農業のあり方についてより深く検討し、その結果を市の条例にまで昇華させるなど、積極的な取り組みをお願いしたい。</p>	<p>市街地周辺につきましては、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて用途地域を定めております。市街地の農地のあり方については、情勢の変化に対応した取組みを検討してまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>耕作放棄地は徹底的に細かく調整し、後継者がいない等の農地は「小作」に出せる様、貸出しのシステムを充実化させる必要がある。(NPO 法人化にしたら良い)</p>	<p>計画素案では、「新規就農者や担い手育成のほか、認定農業者などへの農地流動化や営農集団への作業委託等により農用地の集積を推進し生産性の向上を図るとともに、耕作放棄地を解消します。」としています。現在、農地流動化による大規模農家への集約や営農集団の育成等による作業委託を推進しています。農地の貸し借りにつきましては、地主のご意向もありますが、引き続き各施策を活用し耕作放棄地の縮減に取り組みます。</p>
<p>荒廃農地の整備に関して、利用制限の緩和と様々な形態での利用促進が必要である。</p>	